

京都市告示第474号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年3月23日

京都市長 門川大作

1 道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
下鴨静原大原線	左京区岩倉幡枝町388番地の4地先内	旧	メートル 12.20	メートル 5.30 ~ 5.60
		新	12.20	5.41 ~ 5.89

2 道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
岩倉13号線	左京区岩倉幡枝町520番地地先から 同町463番地の1地先まで	旧	メートル 12.20	メートル 4.70 ~ 5.20
		新	12.20	6.20 ~ 6.30
岩倉71号線	左京区岩倉幡枝町601番地の17地先内	旧	9.00	6.00
		新	9.00	6.01 ~ 8.89

洛北第三経 8 号線	左京区岩倉幡枝町562番地地先から	旧	320.80	12.00 ~ 16.00
	同町516番地の 1 地先まで	新	320.80	11.97 ~ 12.05
洛北第三経12 号線	左京区岩倉幡枝町540番地の 6 地先から	旧	110.70	6.00 ~ 12.00
	同町534番地地先まで	新	110.50	6.00 ~ 12.20
洛北第三経13 号線	左京区岩倉幡枝町558番地の 3 地先から	旧	153.60	6.00 ~ 12.00
	同町510番地の 3 地先まで	新	153.20	6.00 ~ 11.85
洛北第三経22 号線	左京区岩倉幡枝町450番地地先から	旧	24.30	6.00 ~ 12.00
	同町400番地の 6 地先まで	新	22.80	6.01 ~ 12.00
洛北第三経23 号線	左京区岩倉幡枝町454番地の 1 地先から	旧	111.60	6.00 ~ 12.00
	同町1462番地地先まで	新	111.90	6.00 ~ 11.90
洛北第三緯 8 号線	左京区岩倉幡枝町606番地の 2 地先から	旧	239.20	6.00 ~ 12.00
	同町559番地の 1 地先まで	新	238.40	6.01 ~ 12.00
洛北第三緯 9 号線	左京区岩倉幡枝町601番地の90地先から	旧	200.10	8.00 ~ 15.50
	同町506番地地先まで	新	200.10	7.99 ~ 15.50

洛北第三緯14号線	左京区岩倉幡枝町422番地の2地先から	旧	380.30	12.00 ~ 17.00
	同町463番地の1地先まで	新	378.60	11.94 ~ 17.20
洛北第三緯15号線	左京区岩倉幡枝町400番地の6地先から	旧	101.10	6.00 ~ 10.50
	同町394番地地先まで	新	101.10	6.00 ~ 10.40
洛北第三緯16号線	左京区岩倉幡枝町463番地の3地先から	旧	175.50	6.00 ~ 10.80
	同町388番地の4地先まで	新	175.50	6.00 ~ 11.10
洛北大別当緯1号線	左京区岩倉幡枝町1462番地地先から	旧	144.80	6.00 ~ 11.10
	同町1476番地地先まで	新	144.80	6.00 ~ 11.10

(建設局土木管理部道路明示課)